

## 米海兵隊員による少女暴行事件に関する意見書

去る2月10日夜、沖縄本島において、在沖米海兵隊員による少女暴行事件が発生しました。

被害者が無抵抗な少女であることを考えれば断じて許すことができない卑劣な行為です。女性の人権を踏みにじり、くり返される女性への性犯罪に対し激しい憤りを禁じ得ません。

更に、事件後も米海兵隊員が飲酒運転、住居侵入で逮捕されるという事件が相次いで発生しました。このような事件が依然として後を絶たないことを考えると、これまでくり返されてきた米軍の綱紀粛正・軍人への教育等再発防止策に疑問を抱かざるを得ません。日本政府は国民の怒りを代表し、米国に強く解決を求めるべきです。

米軍人による事件が沖縄県に続発する背景には、在日米軍基地が沖縄県に集中していることが指摘されています。基地負担の痛みの多くが沖縄に強いられており、まさに沖縄の痛みは日本の痛みと言えます。

また、日米地位協定によって米軍関係者は、住民登録を免除されています。米軍関係者が基地外に住宅を借りても実態がつかめません。今回の事件はそうした住宅で発生しており、駐留米軍に対して日本の法令が適用されるよう、速やかに米国政府と交渉を開始し事件・事故防止につながる対策が求められています。

よって、本市議会は、沖縄の痛みはまさに日本の痛みとの思いから、今回の事件に対し厳重に抗議し、下記の事項が速やかに実現されるよう政府に対し強く要請します。

### 記

- 1 被害者及び家族への謝罪及び完全な補償をはじめ、被害者の人権を守り、肉体的、精神的苦痛の緩和のために最善を尽くすことを求めること。
- 2 国民の目に見える形で、米軍人の綱紀粛正及び人権教育を徹底的に行うなど実効性のある具体的な再発防止策を示すように求めること。
- 3 米軍基地の一層の整理縮小を図るとともに、海兵隊を含む米軍兵力の削減を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年 3月26日

福岡県古賀市議会議長 矢野 治 男

内閣総理大臣	様
外務大臣	様
防衛大臣	様
沖縄及び北方対策担当大臣	様

## 「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書

昨年、I P C C (気候変動に関する政府間パネル)が発表した「第4次評価報告書」は、地球の温暖化について、引き続き石油などの化石燃料に依存していけば、今世紀末には平均気温は4.0度(2.4~6.4度)上がると予測し、今後、人間の存在基盤が著しく脅かされる恐れがあり、その対策の緊急性を訴えるとともに、各国政府がより強力な対策を講じるよう警鐘を鳴らしております。

特に、日本は今年、この交渉の進展に重要な役割を持つ北海道洞爺湖サミットの議長国であり、世界の温暖化対策、特に京都議定書に加わっていない米国、中国、インドなども含め、すべての主要排出国が参加する新たな枠組みづくりをリードする使命があります。

そのためにも、自らが確固とした削減政策と中長期の排出削減目標を示す必要があります。

特にそのなかで注目すべきものとして、石油脱却に向けてカギを握っているのが代替燃料としてのバイオエネルギーなどです。石油産業社会に替わる「バイオマス産業社会」をも展望し、食糧との競合問題への対応も含めて、日本をあげてバイオマス活用の推進を図るために「バイオマス推進基本法」(仮称)を制定すべきです。また本市においては、製造を主とする優良な企業が多く存在し、バイオマスの有効利用が大いに期待できる状況であり、そのためにも国における基本的な法整備が必要と思われま

す。現在、政府が進める「バイオマス・ニッポン総合戦略」を総合的かつ計画的に推進するためにも、同基本法の制定を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成20年 3月26日

福岡県古賀市議会議長 矢野 治 男

内閣総理大臣	様
文部科学大臣	様
農林水産大臣	様
経済産業大臣	様
国土交通大臣	様
環境大臣	様

## 道路特定財源の確保を求める意見書

道路は、地域の活性化や市民の安全で安心な生活を確保するための最も基本的なインフラであり、その整備には、多くの市民が長年にわたり熱望してきているところである。

揮発油税等の道路特定財源は、その全額を道路整備に充当することとされており、税率についても、平成15年度税制改正において、暫定税率の適用が5年間延長される等社会資本整備重点計画の計画的執行を行うための重要な財源となっている。

しかし、平成20年度予算においても、引き続き公共事業費の削減がなされる見通しであり、道路整備においても必要な事業が行えない状況となっている。

本市では、第3次古賀市総合振興計画において、「東西」道路網の整備が急がれるとともに、狭い生活道路の改良が課題としてあげられている。また通勤、通学の利便性を向上させるため、JR駅への交通結末機能の強化や高齢者や障害者などが安心して通行できる道路づくりが今後の大きな課題であり、市民の切なる願いでもある。

これに応えるには、安定的かつ確実な財源確保による着実な整備が必要である。

よって、国におかれては、地方の道路整備が遅れることがないように、下記事項について強く要望する。

### 記

- 1、道路特定財源については、現行の税体系を維持するとともに、暫定税率の適用期限を迎えるにあたり、平成20年度以降も現行の税率水準を堅持すること
- 2、地方が真に必要な道路整備を計画的かつ着実に進めるため、受益者負担という道路特定財源制度の趣旨に反することなく、必要な財源を確保し、地方における道路整備財源の充実に努めること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成20年 3月26日

福岡県古賀市議会議長 矢野 治 男

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様
財務大臣	様
国土交通大臣	様